

第3回企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成19年12月21日（金） 13：30～15：30
- 2 場 所 中央合同庁舎第2号館11階 国土交通省土地・水資源局局議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、井出専門委員、高橋専門委員、小原専門委員、清水専門委員、
審議協力者（内閣府、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府）、
事務局（犬伏統計審査官、宮内統計利用専門官）、
調査実施者（麦島土地情報課長、石井専門調査官）
- 4 議 題 平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について

5 議事概要

- (1) 前回部会の宿題について、調査実施部局から説明を受け、審議を行った。主な意見は以下のとおり。
 - ・ 記入者側からは調査事項のプレプリントは助かる。前回プレプリントを実施した際、記入者の回答が正しかったか否かの確認は行っているのか。
 - ・ 法人建物調査票は、調査対象である当該建物を所有している法人は、建物の未利用の状況の記入が可能であると思われるため賛成であるが、法人土地基本調査票は、土地を所有している法人を対象としているため、その上の建物を所有していない場合は必ずしも建物の未利用の状況を把握していないのではないか。
 - ・ 前回の調査で、「利用していない建物」は「その他の建物」に入っていたので形式的に分けることは可能であろうが、「その他の建物」の精度を前回の集計においてチェックしていないので結果精度に不安が残る。修正案で調査を実施し、集計で精度を落とさない工夫をする対応をとってもらいたい。
 - ・ 建物の未利用という定義をすることが、大事である。東京都都市計画局の建物調査では未利用の定義を詳しくしている。
 - ・ 法人土地基本調査と「企業の土地取得状況等に関する調査」（承認統計調査）が整合的になっているかを検証していくと両方の調査の精度が高まると思われる。
 - ・ 今回、法人建物調査の調査項目として証券化の有無を追加することにより、毎年行われている「不動産の証券化実態調査」（業務統計）では把握しきれない企業ベースの行動が分かるようになるので、両調査を組み合わせ分析することにより企

業の行動がより明らかになると思われる。

- ・ 法人土地基本調査に関連して「企業の土地取得状況等に関する調査」は、有効な情報を提供しており、利用価値の高い統計である。
- ・ 不動産の証券化は、いろいろなタイプがあり、「記入について」の説明にある単純なものだけではないので、企業の方の混乱がないように明確な定義をするようにしてもらいたい。
- ・ 駅ナカは、今後拡大してくると思う。商業的な利用のほか、まちづくりとも関連して、周辺の商店街に影響を与えるものである。せめて駅ナカがあるかないかだけでも把握するとよい。

(2) 次に答申案についての審議を行い、所要の修文を行うこととし、部会として了承された（なお、修文内容については、部会長に一任されることとなった）。主な意見は以下のとおり。

- ・ 既に磁気媒体での調査票データの提出を認めて来ているのであれば、「継続して実施する必要がある」でなく「継続して実施することを周知させる」とするべきではないか。
- ・ 行政記録の利用に関する議論として、今回は使えないという結論となったが、行政記録を保有する側の工夫次第で、統計側で必要なデータを利用する等の方法も考え得るので、簡単に行政記録の利用を諦めるべきではない。
- ・ 今後の課題に行政記録として「固定資産課税台帳」だけが記述されているが、「登記済通知書」などの不動産登記簿に関する資料も含めておいた方がよい。
- ・ 固定資産課税台帳を今回活用できなかった理由のひとつに、市町村ごとにやり方が異なり集計が大変ということがあったが、行政の中で連携をとって国、地方を通じた協力体制ができるような努力を行ってもらいたい。